

フォトロゲイニング 新規監修者向け 利用規約の重点ガイド

2024/4/20

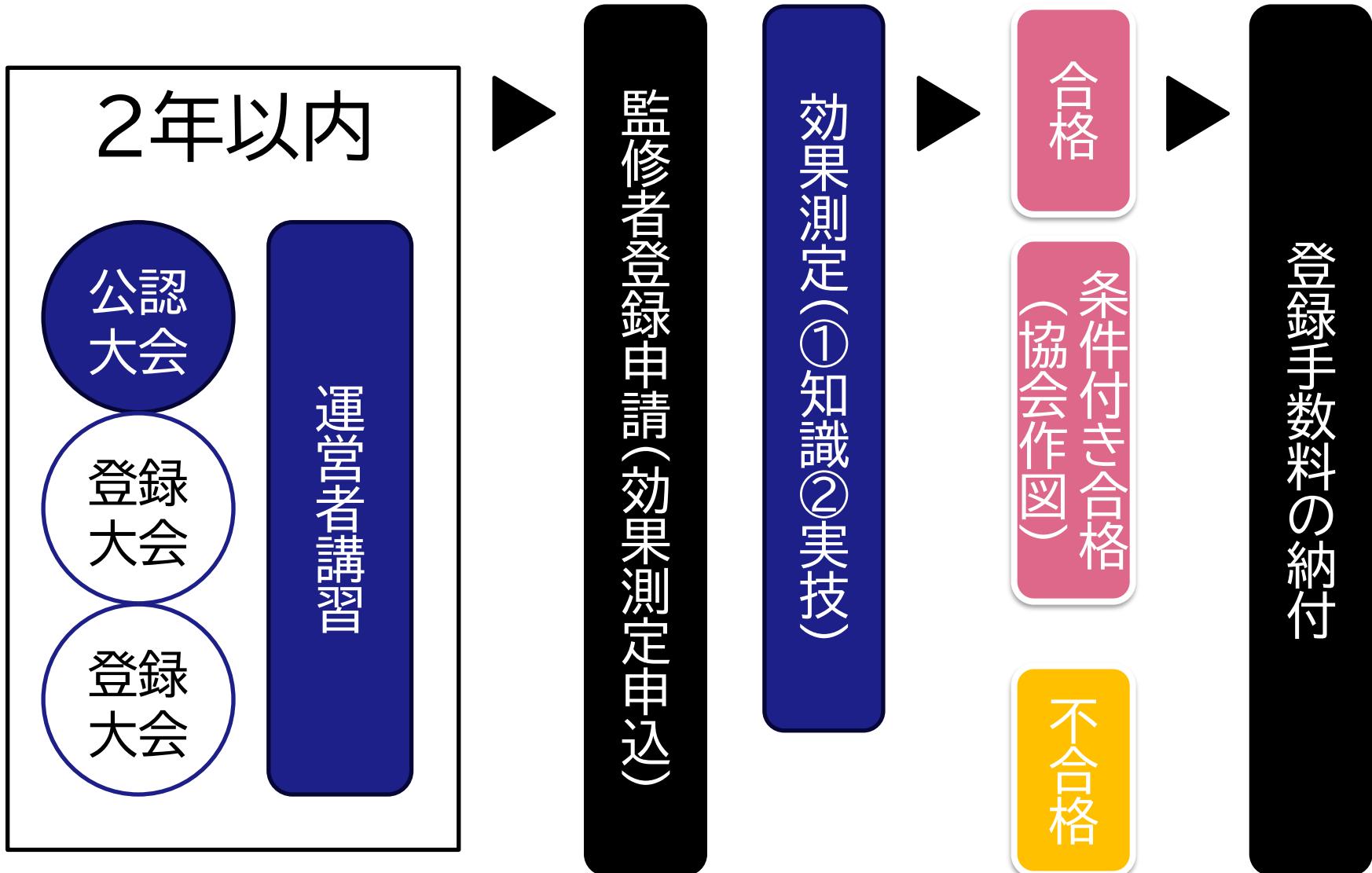
(一社)日本フォトロゲイニング協会

※この資料は概要イメージです。詳細は利用規約でご確認ください。

フォトロゲイニング利用規約(申請、報告もこちら)
<https://photorogaining.com/organizer/terms/>



第4条 監修者の登録



フォトロゲイニング監修者試験 要綱

試験の区分	出題形式	出題科目	出題数	試験期間
1. 知識を 問う試験	選択式 (オンライン)	1.「フォトロゲイニング運営 の手引き」より 2.地図の基礎知識 3.利用規約	20問	1日 (受験者 希望日)
2. 競技 ツールの 試験	あらかじめ公表 する課題につい ての競技ツール の作成(電子ファ イルでの提出)	地図、チェックポイント一覧	1式	1カ月

第5条 監修者の権限及び義務

1. 登録された監修者の権限

(1) フォトロゲイニング公式ルールを遵守し自らが監修して大会を主催すること。

但し第3条1号に規定するA大会は除外します。

A大会…501人以上。

当協会が直接に監修して開催する

B大会…301人～500人。

開催には事前に当協会の許可を要する

C大会…101人～300人

D大会…1～100人

第5条 監修者の権限及び義務

1. 登録された監修者の権限

(2) 大会主催時の名称(屋号)を1件登録すること。

「監修者自身が主催していること」を明確にするため、
主催者名は大会ごとに変えずに統一する。

- 監修者自身が主催者として大会全体をコントロールできることを重視しているため
- イベントコンテンツとして自分以外の主催者にフォトロゲを売り込んだり、自分が関わるが主催ではないイベントでのフォトロゲ開催はできません

第5条 監修者の権限及び義務

2. 登録された監修者の義務

①所定の様式での大会要項

- ・大会開催日の60日前まで
- ・かつ一般への要項公開の10日前まで

時期・地域が重なる
大会の申請は、承認
できないことがある

②競技ツールの予定稿データ

監修者自身で
大会前チェックリスト
を確認してから提出

- ・大会開催日の30日前まで

③所定の様式による大会レポート、競技ツールの郵送

- ・大会開催日の30日後まで

審査により、見直しを勧告する場合がある

第7条 大会の開催

監修者登録後の
初めての大会開催

①特別ルールを行
わないこと

②参加者を2名か
ら5名でのチーム
参加に限定するこ
と

③競技ツールの予
定稿データを、大
会申請時に当協会
に提出すること